

件名	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区墨田 東京民医連労働組合健和会支部墨田分会 分会執行委員長 C			
受理年月日	平成31年1月30日	受理番号	第3号	
<p>要旨</p> <p>下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。</li> <li>2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。</li> <li>3 患者・利用者の負担軽減を図ること。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>医療や介護現場での人手不足は、いまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されず、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手立てを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。</p> <p>看護師の夜勤実態調査(2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分)では、2交替勤務のうち、16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1パーセント、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0パーセントでした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7パーセント、健康不安を訴える看護師は67.5パーセントで、74.9パーセントの看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている(日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分)状態であり、この問題の根底には慢性的な人手不足があります。また、介護現場では長時間夜勤の割合が更に高く、小規模施設では一人体制の夜勤が恒常的に行われています。</p> <p>労働時間規制を含めた実効性のある対策を講ずることは、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上とするなどの看護職員配置基準の抜本改善、夜勤日数を月8日以内に規制するなど)を早期に実現し、そのために必要な人員確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして、国民の誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				